

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	—	仕 様 書 番 号
電子計算機等の借上（モニター等）	防衛大臣承認	—
	作 成	令和 6年11月19日
	変 更	令和 7年 1月 日
	作成部隊等名	システム通信・サイバー学校 研究部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊システム通信・サイバー学校において使用する電子計算機等の借上について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-C000001による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

電子計算機の賃貸借契約（リース以外）に係る借上機器の確認実施要領〔電（電）-C-00001〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号（31.1.9）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装プ武第188号（31.1.9）〕

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）〔装管調第807号（令和3.1.21）〕

2 調達案件の概要

当該借上で要求する電子計算機等は、陸上自衛隊システム通信・サイバー学校で実施する検証及び各種行事等において使用するものである。

3 製品に関する要求

3.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 借上期間は、次による。
 - 1) 受け渡し又は設置
受け渡し又は設置時期は、調達要領指定書による。
 - 2) 返却又は撤去
返却又は撤去時期は、調達要領指定書による。
 - 3) 数量は、調達要領指定書による。
- b) 借上げ機器等の使用場所への設置及び撤去（設置場所への搬出入を含む。）は、契約の相手方が実施するものとする。
- c) 設置場所内のレイアウトは、契約後に官側との調整による。
- d) 契約相手は、契約締結後、必要により現地確認を実施するものとする。
なお、細部は官側との調整による。
- e) 契約相手は、契約締結後、速やかに数量を官側に確認を受けるものとする。
- f) 契約相手は、設置した借上げ機器等の数量並びに設置の状態を必要により官側に確認を受けるものとする。

3.2 設置場所

設置場所は、必要により**調達要領指定書**による。

3.3 借上品目等

借上品目等は、**調達要領指定書**による。

3.4 機能・性能等

機能及び性能は、**調達要領指定書**による。

4 検査等

設置及び撤去完了時、官側の検査官による役務検査を受ける。

5 その他の指示

5.1 情報の保全

情報の保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。
- b) 契約の相手方は、日本国籍をもたない者をこの契約に従事させてはならない。

5.2 据付・調整

据付け及び調整は、次による。

- a) **設置調整等** 設置調整等は、次による。
 - 1) 当該作業に必要な部材については、契約の相手方が準備する。
なお、細部は、官側との調整による。
 - 2) 搬入、据付け、作業に当たっては、官側の電気工事と並行して実施するため、細部は、官側と調整の上、搬入及び据付け要領を検討・計画し実施する。
 - 3) 契約の相手方は、駐屯地内における輸送車両の運行及び諸作業を実施するにあたり、官側の施設及び物品に損傷を与えないように必要な措置を行う。やむを得ず、官側の施設及び物品に損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約相手方の責任と負担により現状に復旧するものとする。

- 4) 契約の相手方は、駐屯地内における設置及び撤去に伴う諸作業を実施するにあたり、官側から指示があった場合はそれに従うものとし、駐屯地内の許可された場所以外には立ち入らないものとする他、関係法令等に従い作業間の安全管理に万全を期し、火災、傷害、盗難等各種事故・災害発生防止に努めるものとする。

5.3 保守

保守は、次による。

- a) **機能保証** 契約の相手方は、設置場所において目的の機能・性能を発揮し得る状態に保たなければならない。
- b) **保守時間** 保守時間は、開庁日、1日8時間（8：15～17：15）を基準とする。
- c) **保守サービス体制** 契約の相手方は、不具合が生じた場合には、速やかに復旧し得る保守サービス体制を確保する。
- d) **障害対応** 契約の相手方は、障害対応として次の事項を実施する。
 - 1) 障害が生じた場合には、速やかに障害の原因を探究し、特定する。
 - 3) 交換、調整などが必要な障害が発生した場合、速やかに構成品又は部品の交換、若しくは構成品などの調整によって障害を除去し機能を回復する。
なお、細部は、官側との調整による。
 - 5) 障害発生後、速やかに官側に報告を実施するとともに、障害対処完了後、速やかに障害等報告書を官側に提出する。

5.4 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たって次の事項について事前に官側と調整の上、官側の支援を受けることが可能である。

- a) 駐屯地施設の利用
- b) その他、官側が契約履行に必要と認めた事項